定価（消費税込）一箇年　一六、八〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

号外第五十三号
平成二十年九月十二日
金曜日

目　次

選挙管理委員会
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十年九月十二日

山梨県選挙管理委員会
委員長　新　海　治　夫

一四、一一三

山梨県選挙管理委員会告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十年九月十二日

山梨県選挙管理委員会
委員長　新　海　治　夫

一八四、二七四

山梨県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十年九月十二日

山梨県選挙管理委員会
委員長　新　海　治　夫

選挙区名	三分の一の数
西八代郡	五、〇三九
南巨摩郡	一二、四〇九
南都留郡	一二、一二三
甲府市	五二、八八〇
富士吉田市	一四、一四一
都留市・西桂町	九、九一三
山梨市	一〇、四九二
大月市	八、三一〇
韮崎市	八、四八四
南アルプス市	一九、〇八二
北杜市	一三、七六六
甲斐市	一九、二二一
笛吹市	一九、一六〇
上野原市・北都留郡	八、〇四一
甲州市	九、八七三
中央市・中巨摩郡	一二、二九五

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所　㈱サンニチ印刷　甲府市北口二丁目六番